

4 公共入札における独占禁止法の適用

入札は、入札参加者間での競争を通じて受注者や受注価格を決める制度です。公共事業の契約においては、予定価格の範囲内で最も低い価格で入札した者と契約を締結するという制度がとられています（会計法第29条の6、地方自治法第234条3項）。

入札談合は、競争を通じてできるだけ安価に商品（もの）やサービスを調達し、国民から徴収した税金を効率的に使用しようとする努力を無にする行為で、同時に、競争秩序を維持しようとする独占禁止法に真っ向から違反する行為です。

1 入札談合の全体

(1) 入札談合の対象

入札談合の対象は土木工事や建築工事に限られません。発注者が入札や見積り合わせの方法により調達しようとする業務や物品のあらゆるものが含まれます。過去には地方自治体が入札により売却する物品について入札談合が行われ、公正取引委員会から処分を受けたケースもあります（地方公共団体が入札等により売却する溶融メタル等の購入予定者の決定：平成20年（措）第17号）。

企業にとっては、自社が、どのような入札等に参加しているのか、入札談合として疑わしきところはないかなど、日頃から注意しておく必要があります。

参考1 公正取引委員会から談合で摘発された工事の事例

土木一式工事，地下鉄延伸に係る土木工事，港湾工事，海上土木工事，農業土木工事，道路保全土木工事，水門工事，プレストレスト・コンクリート橋梁新設工事，橋梁上部工事，建築一式工事，天然ガスエコ・ステーション建設工事，舗装工事，橋梁高架橋塗装工事，道路標示・標識工事，交通信号機設置工事，上水道配管工事，ガス水道配管工事，ガス導管工事，電気設備工事，電気工事，送電工事，造園工事，さく井工事，防水・防食工事，のり面保護工事，運動施設工事，管設備工事，下水管きよ工事，下水道設備工事，下水道ポンプ設備工事，下水道推進工事，下水道開削工事，トンネル換気設備工事，し尿処理施設建設工事，低温空調設備工事，新幹線消融雪設備工事，高速道路の舗装災害復旧工事

参考2 工事以外で、公正取引委員会から談合で摘発された事例

i 業務に関する例

航空写真測量業務，建築物の清掃等衛生管理業務，ごみ焼却施設に係るダイオキシン類測定分析業務，車両運転等の車両管理業務，国立病院等の受付業務等の特定医事業務，国立病院等における臨床検体検査業務，建設資材価格調査業務，水又は土壌の環境測定分析業務，林道調査測量設計業務，地質調査業務，測量設計業務，補償コンサルタント業務，建設コンサ

ルタント業務，ビルメンテナンス業務，電気通信設備の運用・保守業務，高速道路磁気カード通行券等の印刷業務，浄水場の排水処理施設運転管理作業

ii 物品に関する例

国民年金等の支払通知書等貼付用シール，地方公共団体向け贈答品，被服，防災品等，下水処理場向け低食塩次亜塩素酸ソーダ，水産庁向け船舶用燃料油，学校向け理科教材・教材基準品，郵便番号自動読取区分機器，医療用エックス線装置に係る検診車，防衛省航空自衛隊向け什器類，電力会社向け電力保安通信用機器，水道メーター，市町村向け消防用車両，消防庁向け消防用ホース，大型映像表示装置，普通トラック，大型バス，交通局向け路線用バス，医療用亜酸化窒素，住宅公団向け集合住宅用キッチン，大学病院向け医療用X線フィルム，医療用酸素，地方公共団体向け印刷物，ODA向け漁業資機材，陸上自衛隊向け通信用乾電池，地方公共団体向け石油製品，市町村向け防疫殺虫剤，ワクチン類及びツベルクリン，地方公共団体が売却する熔融メタル等，市町村等向け消防救急デジタル無線機器，浄水施設向けポリ塩化アルミニウム，防護具・手袋・ゴーグル等の個人防護具，警察官用制服類，民間発注に係る制服等，浄水施設向け活性炭

(2) 発注方法

官公庁の発注方法には，競争入札（一般競争入札と指名競争入札）のほか，随意契約により契約の相手方を決める方法があります。随意契約の場合であっても，2以上の複数の事業者を指名して見積りを徴収し，価格を比較の上，契約先を決定する形態のもの（指名見積り合わせ）などの場合には，実質的に競争入札と変わるところがないため，このような発注方法における談合も競争入札と同様のものとして扱われています。

入札談合がしにくいことなどを目的として導入された入札方法として，総合評価落札方式（競争参加者に技術提案等を求め，価格以外に競争参加者の能力を審査・評価しその結果をあわせて契約の相手方を決定する方式）による競争入札がありますが，総合評価落札方式による入札においても入札談合が行われている事例が発生しています。

(3) 入札談合の方法（受注予定者の選定方法）

入札談合の方法（ルールという場合もあります）としては，過去の事件をみると次のようなものがあります。これらの中の複数の方法により受注予定者を決める場合もあります。

ただし，違反になるかどうかは，ルール自体の存否は直接には関係なく，当事者間において受注予定者を決めることについて合意（「2独占禁止法はどのような法律でしょうか」3頁参照）があるかどうかです。

◆受注希望者間での話し合い

→入札参加者の中で当該物件（工事，業務，物品）の受注を希望する者同士の話し合いで受注予定者を決めていく方法

◆点数制

→指名回数，受注実績等を基に一定の算定方法により算出した点数の最も高い（低い）者から優先的に受注予定者を決めていく方法

◆**順番制**

→あらかじめ定めた順番により受注予定者を割り振っていく方法

◆**過去の受注物件との関連性・継続性**

→過去に受注した物件との関連あるいは継続である，当該施工場所に近いところに自社の事務所がある（関連性）などを主張して受注予定者を決めていく方法

◆**発注者又は設計コンサルタントへの営業活動の実績尊重**

→発注者又は設計コンサルタントへの営業活動の実績（設計協力の有無，発注者からの自社製品の評価の高低等）の程度などを主張して受注予定者を決めていく方法

◆**既存の契約業者（受注業者）の尊重**

→既存の契約業者又は受注業者を引き続き受注予定者とする方法

◆**影響力のある者（調整役等）による仕切り型（采配・指示等）**

→特定の入札参加者に属する特定の個人などが受注予定者を決めていく方法

◆**発注者側の意向尊重**

→発注者側から（明示・黙示とを問わず）示された受注予定者に関する意向に沿って受注予定者を決めていく方法

2 入札ガイドライン

公正取引委員会は，入札分野での独占禁止法違反行為や独占禁止法上問題となる行為をできるだけ網羅してわかりやすく示し，もって，入札談合の未然防止の徹底を図ることを目的に，平成6年（1994年）に，いわゆる**入札ガイドライン**（「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」）を公表しています。

入札ガイドラインは，建設工事だけでなく，物品調達等も含む入札全般に係る事業者相互間の，また事業者団体の活動を対象に，**4つの行為類型（受注者の選定，入札価格，受注数量等，情報交換等）**に分けて，これらを

- ① 「原則として違反となるもの」（及びその留意事項）
- ② 「違反となるおそれがあるもの」
- ③ 「原則として違反とならないもの」

に分類し，具体的な行為を提示しています。

（1）原則として違反となる行為（黒）

- ・受注予定者又は受注予定者の選定方法を決定すること
- ・最低入札価格を決定すること
- ・受注数量や受注割合を決定すること

談合行為にはいくつかの類型がありますが、その内容により、

- ① 特定の者を受注予定者として決定するもの
 - ② 受注予定者の選定方法だけを決定し、その順番にあたった者が受注予定者になるもの
 - ③ 入札に参加する際の最低入札価格を決定するもの
 - ④ 受注する数量や割合を決定するもの
- などがあります。

これらはすべて入札談合を構成する中心的な行為、あるいは競争入札の実質を失わせる行為であり、独占禁止法上違法となります。

なお、ガイドラインでは、「決定」という言葉が使われていますが、**明示の決定に限られるものではありません。暗黙の了解、共通の意思の形成も含まれます。**取決め、合意、調整行為、研究活動など名称のいかんを問わないことはいうまでもありません。

<留意事項（黒っぽい灰色）>

次のような行為は、受注予定者を決定するための手段となったり、受注予定者を暗黙のうちに決めることになり、**違反となるおそれが強い行為**ですので、注意する必要があります。

- ・受注意欲の情報交換（受注予定者の絞り込みなど）
- ・指名回数、受注実績等に関する情報の整理・提供（星取表の作成など）

また、次のような行為は、受注予定者の決定又は受注予定者の選定方法の決定を前提にして、その決定を容易にしたり、強化するために行われるものですが、**それ自体でも違反となる場合があります。**

- ・入札価格についての調整等
- ・入札価格に関する情報交換
- ・他の入札参加者への利益供与（落札者が利益を供与するなど）
- ・談合への参加の要請・強要（調整行為に参加するように要請）

（2）違反となるおそれがある行為（灰色）

- ・指名や入札参加予定に関する報告
- ・共同企業体（JV）の組合せに関する情報交換
- ・受注額に応じた特別会費・賦課金等の徴収
- ・入札の対象となる商品又は役務の価格水準や価格動向に関する情報交換

これらの行為は、**違反行為に伴って行われるおそれがあり、違反行為につながるおそれ**があります。その行為だけを取り上げれば直ちに違反とまではいえませんが、違反行為が行われていることを疑わせるような行為ですから、一般的に、望ましい行為とはいえませ

ん。

指名を受けたことや入札への参加の予定について報告を求めることは、合理的な必要性があるとは考えられません。

共同企業体（JV）を結成する相手同士ではない企業間での情報交換も同様です。

事業者団体が会員から事業活動のための費用を徴収すること自体は、一般的に問題はありませんが、入札の都度、受注した企業から受注額に応じて特別会費や賦課金を徴収するような場合には、独占禁止法上問題となり得るので注意が必要です。

入札に参加する企業同士で、その入札価格について情報交換するのも違反のおそれ強い行為です。ここに挙げた価格水準等に関する情報交換は、発注者などから予定価格を積算する参考情報として提供を依頼された際、お互いに情報交換するような場合を言っています。

（3）原則として違反とならない行為（白）

次のような行為は、原則として独占禁止法上問題とはなりません。

ただし、行為の外形が「原則として違反とならないもの」に当たるように見えても、**実際上違反行為がその裏側に隠されているような場合には、違反となることはいうまでもありません。**

- ・発注者に対する入札参加意欲の表明
- ・自己の判断による入札辞退
(入札辞退が他の事業者との連絡・調整等や他からの要請等に基づくものでないことが前提です。)
- ・積算基準の調査
- ・入札物件の内容、必要な技術力の程度等に関する情報の交換

3 談合を正当化する理由はありません

入札談合をするに至った理由が、①価格を不当に高くしないため、②工事の質を確保するため、③受注機会の均等を図るため、④営業活動や工事の継続性・関連性を尊重するため、⑤工期に間に合わせるためなどであっても、違反行為を正当化する理由にはなりません。

入札談合により**不当な利得や落札価格の吊り上げがなくても違反となります。**

発注者側の意向や第三者による推奨があった場合でも、その意向や推奨に従うことを決めれば、違反となります。

なお、発注者側の職員等が入札談合に関与していた場合には、いわゆる「入札談合等関与行為防止法」が適用されることとなります。